

NACCS業務資料

【原産地証明書識別の4桁化】



輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

平成29年10月更新

1. 概要	P 2
2. 更改後コード体系一覧	P 3
3. 参考情報	P 4

【原産地証明書識別についてコードの体系の見直しを図るとともに桁数を4桁とする】

【背景】

- ・現在締結済みの協定に加えて7つの経済連携協定の交渉を進めているところであり、今後も協定数が増加することが予想されるため
- ・「環太平洋パートナーシップ協定(TPP)」については、どのTPP締約国から輸入されるかによって適用税率が異なる場合があるため、11か国それぞれにコードを割り当てる必要があるため
- ・TPPにおいては貿易統計上の原産国と税率を適用する国が異なる場合もあり、適用税率について従来のように「マルチ協定(TPP)であること」と「原産国コード」だけでは判別できないため、頭2桁の原産地(申告)種別に関しては、明確にTPP協定のどの国の税率を使うといった意思表示が必須となるため。
- ・仮にコードを2桁とし現行のコード体系と同じ考えで番号を割り当てる場合には、3桁目の原産地証明者等区分や4桁目の貨物の種類をなくした分が2桁のコードへの乗数で増加することとなり、コード体系は現行以上に分かりにくいものになり、更なる入力ミスが起きると考えられる。

【変更のポイント】

- ・現行NACCSでは1桁で運用しているが、将来的にコードが枯渇する可能性が高い為、1桁から4桁とする。
- ・原産地証明書識別(4桁)のコード体系＝①原産地(申告)種別2桁 + ②原産地証明者等区分1桁 + ③貨物の種類1桁 とする。

【業務コード集への掲載】

- ・NACCS掲示板-NACCS業務仕様・関連資料-業務コード集に、原産地証明書識別を掲載

更改後コード体系一覧表

原産地証明書識別コード体系

原産地証明書識別（4桁）の体系 = 原産地（申告）種別（2桁）+ 原産地証明者等区分（1桁）+ 貨物の種類（1桁）

原産地（申告）種別		原産地証明者等区分	貨物の種類
WK	国定・WTO協定	T 輸出当局が発給した原産地証明書（第三者証明）	一般特恵
GS	一般特恵	A 認定輸出者による自己証明（原産地申告）	
SG	日シンガポール経済連携協定	P 製造者による原産品申告書	
MX	日メキシコ経済連携協定	E 輸出者による原産品申告書	
MY	日マレーシア経済連携協定	I 輸入者による原産品申告書	
PH	日フィリピン経済連携協定	O 原産地証明書等の提出が不要な場合	
CL	日チリ経済連携協定		
TH	日タイ経済連携協定		
BN	日ブルネイ経済連携協定		
ID	日インドネシア経済連携協定		
VN	日ベトナム経済連携協定		EPA
CH	日スイス経済連携協定		
IN	日インド包括的経済連携協定		
PE	日ペルー経済連携協定		
AU	日オーストラリア経済連携協定		
AS	日アセアン包括的経済連携協定		
			WTO協定 国定

※「O（オー）」以外は、提出猶予申請を行う場合を含む

・将来新たな区分が発生した場合も対応が可能。
・現在、記事（税関）欄等に入力している事項の項目化

・現在28種類あるコードを18種類に整理（10コード削除）

EPA単位にコードを付与することにより選択が容易となる。

4桁組み合わせのシステムチェックを実施（次頁参照）

【チェック使用の例】

識別コードの変更に併せて、「4桁」の入力が行われた場合、システムにおいて当該4桁の整合性等の組み合わせチェック機能を提供する。具体的には、組み合わせが想定される（可能な）コード体系をあらかじめ設定し、当該コード体系に該当しない場合は、適正なコード入力ではないとして、エラー処理とする。

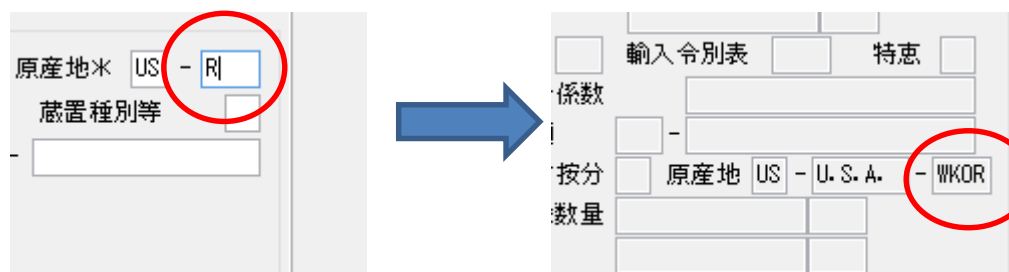
以下に日豪EPAを例に示す。

適用する税率	パターン	原産地（申告） 種別	原産地証明 者等区分	貨物の種類	処理結果
協定税率	○	WK	O	R	正常処理
	×	WK	<u>E</u>	R	エラー（協定税率で「E」の選択は不可）
EPA税率 （EPA関税割当品目で輸入者 の原産品申告書有の場合）	○	AU	I	1	正常処理
	×	AU	<u>O</u>	1	エラー（原産地証明者等区分が不適切）
	×	<u>AS</u>	I	1	エラー（原産地種別が不適切）

【コードの簡易入力】

下表の原産地証明書識別コードについては、簡易なコードでの入力を可能とする。

	原産地証明書識別 コード	簡易入力 コード
1	WKOR	R
2	WKON	N



【申告事項登録画面】